

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学サポート系サークル団体連合会（以下「連合会」という。）と称す。

(所在地)

第2条 この団体を次の所在地に置く。徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地

(目的)

第3条 本会は、学生の自主性を尊重したピア・サポート活動、ボランティア活動を徳島大学総合教育センター学生支援部門学生参画推進室（以下「学生参画推進室」という。）と協力して支援することにより、学生の学びの質を向上させ、教育プログラム遂行のための主体的な活動を継続的に促進する。

(事業)

第4条 第3条の活動理念を達成するため連合会は、次の各号の事業を行う。

- (1) 学生による自主的なピア・サポート活動またはボランティア活動
- (2) 会員相互の活動場所の割り当て等の連絡調整と親睦、及び学外での研修等の運営
- (3) 学生参画推進室会議に委員を参加させること、その他大学との話し合い
- (4) その他連合会の活動理念を達成するための活動

(会員)

第5条 連合会は、徳島大学在学者によって構成されるサポート系サークルの学生団体、連合会の趣旨に賛同する個人及び運営に協力する教職員（助言指導教員及び学生支援課職員（以下「サポート教職員」という。）をもって組織する。

2 連合会への入会又は脱退は、運営会議の承認によるものとする。

3 会員に、連合会内外の信用を著しく毀損し品位にもとる行為があったときは、当該会員を除名する。

(役員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 執行委員
- (4) 会計

2 前項の他、学生アドバイザーを置くことができる。

(役員の仕事)

第7条

- (1) 会長は、連合会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 執行委員は、会長の指示のもとに、連合会の運営に関して必要な事項の執行を行う。
- (4) 学生アドバイザーは、役員による運営を担うサポート役として運営を補助する。
- (5) 会計は、連合会の会計事務を掌理する。

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会員が互選し、運営部の承認を得て選出する。ただし、これにより難しい場合は、運営に協力する教職員の推薦に基づき連合会の承認を得た者をもって充てる。
- (2) 副会長は、会長の指名に基づき連合会の承認を得た者をもって充てる。
- (3) 執行委員は、会長の指名された者をもって充てる。
- (4) 学生アドバイザーは、会長に指名された者をもって充てる。
- (5) 会計は、サポート教職員から会長に指名された者をもって充てる。

2 役員の仕事は1年間とし、再任を妨げない。補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(運営部)

第9条 会長は、サポート系サークルの広報活動や連合会の円滑な運営のために必要な事項を、運営に協力するサポート教職員の助言のもとに独自に行う組織として、サポート系サークル団体連合会運営部（以下「wave」という。）を置ことができる。

2 waveは前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サポート系サークル全体活動の計画（合宿など）
- (2) 連合会の運営部としての活動
- (3) サポート系サークルの広報
- (4) その他連合会の目的を達成するための事業

3 waveは役員のほか、徳島大学に在学し、waveの活動目的に賛同し会長が参加を承認した者、及びサポート教職員で構成する。

4 waveメンバーのうち連合会役員は、サポート系サークルの拠点である事務室の管理を行う。

5 waveメンバーの運営を阻害し、又はwaveの信用を著しく毀損し品位にもとる行為があったときは、会長の同意をもって除名することができる。

- 6 wave は、活動目的を達成するために wave メンバー全員が参加する会議（以下「wave 会議」という。）を開催する。wave 会議の招集は会長が行うものとし議長を務める。wave メンバーは、これに参加する義務を負う。
- 7 その他 wave の運営について必要な事項は、会長が運営会議の承認を得て別に定める。

第2章 会議

（運営会議）

第10条 連合会の最高決議機関として、次の各号の目的を達成するため運営会議を置く。

- (1) 役員の承認
 - (2) 会員の入会と脱退の承認
 - (3) 学生参画推進室委員の選出
 - (4) 学生参画推進室での提案内容の審議
 - (5) 各団体の活動報告
 - (6) 規約の改正
 - (7) その他サポート系の活動理念を達成するための運営活動
- 2 運営会議は、以下によって構成される。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 連合会に所属する団体の代表
 - (4) サポート教職員
 - (5) 会計

また、以下の者は運営会議に参加する権利を有する。

- (6) 学生アドバイザー
- 3 会長は、運営会議を招集する。
 - 4 運営会議は、原則として月1回、会長があらかじめ決定した日時に行うものとする。ただし、会員の10分の1の要求があったときは、会長は会議の招集をしなくてはならない。
 - 5 運営会議は、加盟団体数の過半数の出席により成立し、議決は過半数とする。
 - 6 加盟団体は運営会議に参加する責務を負い、議決の決議事項は全加盟団体に告知され、執行されなくてはならない。加盟団体は、運営会議での決議を守る義務を負う。
 - 7 本条第1項第3号の委員においては、運営会議構成員による立候補又は推薦をふまえて、大学が定める人数の委員を運営会議の議において選出する。
（その他の委員会の設置）

第11条 連合会は、前条第1項に定める運営会議の他に、その他必要に応じて運営会議で承認された実行委員会等を置くことができる。

第3章 規約改正

（規約改正）

第12条 この規約を改正するには、第10条第5項の規定に関わらず、運営会議において加盟団体数の3分の2の出席により、そのうち過半数の同意を得なければならない。ただし、改正された規約は、直ちに効力を発する。

第4章 雑則

（会費）

第13条 連合会は、当分の間、会員から会費を徴収しない。ただし、連合会としての合同企画を実施する場合等のように臨時に経費を徴収する必要がある場合は、運営会議の議による。

（罰則）

第14条 会員が連合会の活動を妨げ、かつ他の会員が損害を被ったことが確認された場合は、wave は、連合会から一任された立場として速やかに適切な処置を執行することが可能である。また、会員が連合会内外の信用を著しく毀損し品位にもとる行為があったときは、wave は学生参画推進室と協議の上、除名することができる。

（その他）

第15条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営について必要な事項は、運営会議の承認を得て別に定める。

附則

この規約は、2014年11月1日より施行する。

この改正規約は、2015年4月1日より施行する。

この改正規約は、2016年4月22日より施行する。

この改正規約は、2018年6月29日より施行する。